

予算特別委員会記録

○開催日 令和6年12月13日 午前9時30分～午後1時40分

○場所 議場

○出席委員

10番 平田るり子 委員長	5番 水野正子 副委員長
2番 下竹芳郎 委員	3番 辻本貴志 委員
4番 上迫正幸 委員	6番 立石幸徳 委員
7番 豊留榮子 委員	8番 眞茅弘美 委員
9番 禰占通男 委員	11番 橋口洋一 委員
12番 吉嶺周作 委員	議長 永野慶一郎

【議題】

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて

議案第56号 令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）

議案第57号 令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

【審査結果】

議案第63号 承認すべきもの（全会一致）

議案第56号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

議案第57号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前 9 時 30 分 開会

○議長（永野慶一郎） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に平田るり子委員、副委員長に水野正子委員を選出]

△議案第63号 専決処分の承認を求めることについて

○委員長（平田るり子） 本委員会に付託された案件は、補正予算 2 件、専決処分の承認 1 件の計 3 件であります。

まず、議案第63号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（籠原正二） 議案第63号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分をした、令和 6 年度枕崎市一般会計補正予算（第 5 号）について、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

専決処分の内容といたしましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に伴い、令和 6 年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第 1 項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

以上、御説明いたしましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（平田るり子） それでは審査をお願いいたします。

○11番（橋口洋一） こちらの選挙費の関係になりますが、7 ページの職員手当等の支払いの内訳、人員等についてお示してください。

○選管事務局長（木口屋和彦） 選挙手当の内訳につきましては、当日投票及び期日前投票における職員の手当、選管職員の選挙準備に関わる事務に伴う超勤代等でございます。

人員につきましては、手元にちょっと資料がございませんので、後ほど御回答いたしたいと思っております。

○11番（橋口洋一） 分かりました。

○委員長（平田るり子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第63号は、承認すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（平田るり子） 異議もありませんので、議案第63号は、承認すべきものと決定いたしました。

△議案第56号 令和 6 年度枕崎市一般会計補正予算（第 6 号）

○委員長（平田るり子） 次に、議案第56号令和 6 年度枕崎市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（籠原正二） 議案第56号令和 6 年度枕崎市一般会計補正予算（第 6 号）について御説明します。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,608万6,000円を追加し、予算総額を158億7,470万円にしようとするもので、当初予算額より7.6%の伸びとなります。

繰越明許費は、地域介護基盤整備事業を令和7年度に繰り越して使用するものです。

債務負担行為の補正は、令和7年度に実施する道路維持補修工事費及び市道整備事業について、今年度中に契約を行い、来年度早期に着工することにより、年間における公共事業の施工時期の平準化を図るため、債務負担行為として予算措置するものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか2事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、県の補助制度を活用して実施する、地域密着型施設等整備事業補助、地域介護基盤整備事業補助、保育士等研修費用助成事業補助、保育所等熱中症対策事業補助及び保育所等おむつ処分補助事業、地域猫活動推進事業基金に指定寄附金を積み立てる地域猫活動推進事業、中学校教師用指導書等購入、第4回枕崎国際芸術賞展の開催に係る指定寄附金や作品出展料を文化振興基金に積み立てる文化振興費などをお願いしてあります。

なお、今回の補正財源につきましては、県支出金6,198万2,000円、繰越金2,667万3,000円、諸収入817万4,000円、寄附金421万5,000円、繰入金100万円の増と、国庫支出金1,405万8,000円、市債190万円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（平田るり子） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○5番（水野正子） 4ページですけど、地域介護基盤整備事業の7年度繰越しの理由をお聞かせください。

○福祉課長（福永賢一） この事業につきましては、第8期の介護保険事業計画から整備を計画しておりましたサテライト型の小規模多機能型居宅介護事業所1か所の整備になります。

今年度、県のハード補助金の内示がございましたので、今回、補正予算額3,960万円を計上させていただきましたが、この事業の執行が来年度までかかる形になりますので、全額を繰越明許費に計上しているところでございます。

○3番（辻本貴志） 末尾のページの1危険空家等対策経費について伺います。

当初予算では20件ぐらいを予定していたと思います。

前回、補正のときに120棟残りがあるというお話があったんですけれども、これまでの件数の変化等を教えてください。

○総務課参事（平田寿一） この危険空家等解体撤去事業補助につきましては、9月補正でも468万5,000円の増額の補正をお願いしたところなんですけれども、今回、台風等の影響もあって補正後も新たに特定空家等に判定される棟数が増えてきております。そういったこともありまして、解体撤去の棟数も増加傾向にあるところです。

補正をつくる段階で27棟の補助金の申請がなされておりまして、766万円の交付決定をしておりますが、今後さらに20棟の解体撤去が見込まれるため、今回不足する285万3,000円の補正をお願いしたところです。

空き家の棟数につきましては、令和5年度末、今年3月末で特定空家等になっている棟数が92棟あったんですけれども、その後、66棟を今年度に入ってから新たに特定空家等に判定しております。そして、解体等が41棟ありまして、現在の特定空家の数が117棟となっております。

○3番（辻本貴志） この補助金に対しては100万円で30%、上限が30万円と伺っております。

昨今の物価高騰等を考えると、30万円でどこまでできるのかなといったことも考えられます。前回の補正のときに上限枠の拡大っていう話も出ていたんですけれども、その辺のほうは何か動

きがありますでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 確かにおっしゃいますように、物価高騰で解体の費用等は高騰をしているようです。

また、令和4年4月からアスベストが空き家に含まれているかどうかという調査をなささいというのが義務づけられておりますので、その調査費用も、この制度をつくったときからすると新たに出てきた項目、そしてまた新たな費用ということで、解体にかかる費用は増加していると思っております。

これにつきましても、来年度の事業で枕崎市内の空き家の実態調査、全棟調査を行いまして、その実態調査をする中で、所有者の意向調査というものも考えております。所有者がどういう空き家の活用を考えているのかとか、あるいはもう解体に向けてどういうことがネックで解体が進まないとか、所有者のいろんな意向を確認する調査も考えておりますので、そういった実態調査の結果等を踏まえて、またそれを今後の政策に反映させていきたいと考えております。

○12番（吉嶺周作） 先ほど、現在117棟の特定空家が残ると言いましたけれども、特定空家AランクにいかないそのBから下の空き家は何棟ぐらいあるんですか。

○総務課参事（平田寿一） 現在、把握している棟数で29棟となっております。

○12番（吉嶺周作） そうすると、Aからその下を全部合わせた場合、空き家が市内全体で150棟ぐらいしかないということになるんですかね。

○総務課参事（平田寿一） 今言った29棟は特定空家に満たないけど、それなりの損壊があるということで、特定空家の予備軍みたいなものです。市内の空き家の総数は、現在把握はしておりませんが、住宅関連の業者の話とか聞いていけば、1,400棟ぐらいあるのではないかなという話は聞いております。

そういったところも含めて、来年度の調査で市内にどれぐらい空き家があるのか、またその空き家が活用可能なものがどれぐらいとか、危険空家等になり得るのがどれぐらいとかというところも調べていきたいと思っています。

○12番（吉嶺周作） 本市の市街地のほうですけど、一戸建てで、賃貸で使える空き家が少ないということで、今年、結婚された若い方々が一戸建ての空き家と賃貸物件を見つけるのに非常に苦労したと言っていますので、その解体だけの補助じゃなくて、まだ使える今後のリフォームでしたり、住居確保、これから枕崎も移住定住を促進していく上で、まだ見えそうな空き家はリメイクやリフォームをして、枕崎に移住されてくる方にすぐ紹介できるような流れをつくって、少しでも補助金を出していただければと、そこら辺は要望しておきます。

○8番（眞茅弘美） 先ほどの説明で、その所有者の意向調査を今からしていくってということだったんですけども、今、物価高騰等で解体費もかなり上がってきているようです。今からしっかりその意向調査をするってということですけども、今、上限額30万円っていうところをもうちょっと上げてほしいような声は届いてないでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 解体の相談を受けるときに、もう少しあったらいいのになあというような声は多くはないですけど、そういった声もあることはあります。

○8番（眞茅弘美） その意向調査もしながら、そこら辺を今後検討していく必要があるのかなって思います。お願いします。

○5番（水野正子） 4の地域密着型施設等整備事業補助ですが、老人ホームに非常用発電機を整備する事業ですが、この事業は何件ぐらいの事業所でしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 1事業所になります。

○5番（水野正子） 1台幾らぐらいの発電機になるのでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） これはですね、地域密着型の介護老人福祉施設が火之神町に所在しているのですけれども、そちらの分の非常用発電機になります。

現在、ポータブルの発電機を活用して、投光器であるとか一部照明、非常用コンセントのみ使用できる状態でありました。また、屋内の非常用給電回線が100ボルトのみとなっているということで、こちらは常に介護の必要な方が入所している施設でございますので、吸引や酸素吸入など、介護業務全般に必要な電力を確保したいということと、あと調理であったりとか、熱中症対策のための空調の確保など生活環境の維持が実現できるように、LPガス式非常用発電機を導入して、100ボルトと200ボルトの屋内非常用給電配線を整備する計画ということで、大規模なものになりますので、国の補助上限額の1,540万円ということで予算額は計上しているところです。

○5番（水野正子） 知り合いの看護師で老人ホームをされている方から移動式には補助は出ないのかということを聞かれたんですけど、これはちょっと大規模なものなんですけど、今後、移動式の発電機についてはどうでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） これにつきましては、地域密着型施設等整備補助ということで、国がそういった基準を設けて、それに合うものを要望していただいて採択されて、補助金が出るという形になっておりますので、その中にはたしかポータブルの部分はなかったかと思います。

この事業に関しましては、全ての事業者に御案内をさせていただいておりますので、今回、1か所の施設から要望があったため、県と協議をしたところでございますので、そういった案内につきましては各事業所にさせていただいておりますので、その中で、各施設が判断していただければと思っております。

○11番（橋口洋一） 今の関連で、この補助率は何%になるところでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） それぞれの項目ごとに上限の基準額定額補助という形で、基準額以内での補助という形になります。

○11番（橋口洋一） そうすると、割合というよりはその基準に該当すればその金額が支給されるよということと考えてよろしいですか。

非常にいい施策ではないかなと思うところですが、先ほどもお話がありましたが、全ての事業者に対して御案内を差し上げてっていう話はありませんけれども、意向的にまだまだ手を挙げたいけれども資金的にまだ余裕がないというところで挙げてないところも多々あるように思われるところでしょうか。状況はどうでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） こういった部分につきましてはの非常用発電機等につきましては、ほぼ各施設に整備はされてきております。新規で開設している施設でまだ整備されていない部分もあるようですが、そこについては整備する要望等はあるようですので、またどこかのタイミングで要望が上がってくるものかと考えているところです。

○8番（眞茅弘美） 予算書21ページの土木費の道路新設改良費が2,500万円ほど減額になっておりますが、こちらの説明をお願いします。

○建設課長（神浦正純） 御質問の道路新設改良費の補正ですが、道路新設改良費のうち、擁壁法面変状対策事業に係る補正が防災安全交付金の交付決定に伴うものであります。国費率は52%で、国費額は現予算が2,787万2,000円、交付決定額が1,671万円でありまして、1,116万2,000円の減額となったことから、工事請負費を現予算の5,360万円を3,313万6,000円として、2,046万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

あともう一つは、防災安全交付金事業の道路改良事業になりますけれども、これも交付決定に伴う減額になるものですが、こちらのほうは国費率が57.2%、国費額は現予算が5,376万8,000円、交付決定額が4,861万9,000円となっておりますので、514万9,000円の減額となったことから、事業費を現予算の9,400万円を8,500万円とし900万円の減額補正をお願いするものでございます。

○8番（眞茅弘美） 今の説明ですと、2つの事業費の国庫補助が増えたということでしょうか。

○建設課長（神浦正純） 道路新設改良事業費の中の2つの法面変状対策事業と道路改良事業に

伴う交付決定の減額に伴う補正になっております。

あと、ちょっと補足いたしますが、道路新設改良費の中では工事請負費と、補償補填及び賠償金というところで400万円の減額もございます。

これは道路改良事業において、水道管移設の補償費を現予算で上げておりましたが、これが内定に伴って工事の施工場所を変えざるを得ないところがありまして、そこで水道管移設の補償費が必要なくなったということで減額をしております。

○4番（上迫正幸） 予算書の5ページ、債務負担行為補正についてです。

今年度、契約いたしまして来年度、スムーズに工事ができるようにということなんですが、この道路維持補修工事の道路は枕崎市全体を見ているのか、それとも区間、何路線を見て路線の補修なのかをちょっと教えてください。

○建設課長（神浦正純） 今回の債務負担行為の補正についてですが、先ほども財政課長から説明がありましたが、道路橋梁維持費の中の道路維持補修工事費、これが例年、予算要求している5,000万円程度のうち2,000万円、それから道路新設改良費の市道整備事業、これは例年、予算要求している1億円程度のうち3,000万円の計5,000万円をお願いするものですが、道路維持補修工事費については、市道の枕崎港線、汐見町になるんですけど、ほか2路線、合わせて3路線ほどを予定しております。

それから、市道整備事業につきましては、路面補修などを計画しておりますが、大塚滝ノ上線ほか2路線、計3路線ほどを現在のところ計画しているところでございます。

○6番（立石幸徳） 私は予算書の22ページで災害対策費ですけど、この防災無線の戸別受信機の設置ということでこれは対象地域といいましょうか、何戸ぐらいの設置になるんですかね。

○総務課参事（平田寿一） この戸別受信機の補助も令和6年度をもって終了するというのもありまして、今年の8月の頭に公民館長に今後の設置予定はどうかということで調査を行いました。その調査の結果、10の公民館から111台の予定があるということで上がってきたところです。

補正を組む段階で、2つの公民館で21台はもう申請がありましたので、111から21を引いた残りの90台とあと個人からの申請を10台見込んで100台分の設置を予定して、不足する分を今回補正をお願いしているところです。

○6番（立石幸徳） 今説明があった戸別設置は今年度、6年度で終了ということになるんですか。

○総務課参事（平田寿一） 令和2年にこの補助制度をつくりまして、一応5年間ということで、今年度が最終年度になっております。

○6番（立石幸徳） それから災害の関係で資料要求をして、今日これは12月定例会の初日本会議で、前田市長のほうから行政報告の中で出身大学、駒澤大卒の全国の市長、10自治体と災害協定をしたと。中にも若干書いているんですけど、これは結局、駒澤大学という一つの自分の卒業大学の御縁があったわけですけど、首長というのは当然、改選ということで、現在は駒大卒の首長であっても、将来的には変わっていくということがあるわけですけど、協定自体はもう一回10か所と締結して、首長がどういう大学、どういう出身の学校であろうとも、これからずっと続くんだと、こう考えていいんですかね。

○総務課参事（平田寿一） この協定書が1年ごとに見直しを行う形で、協定をもうやめるという場合は、その1か月前に申し出るということになっているのですが、それをしない限り、ずっと永続的にこの協定は継続するというので、首長が代わったとしてもこの協定はずっと存続するというか、残っていくと。ですので、今回、駒澤大学の首長会という枠組みで協定を締結しましたけれども、それはあくまでもきっかけでありまして、今後、その10自治体で協定を続けていくということでございます。

○6番（立石幸徳） それから、市長自身が自分の駒大卒との協定を今検討中というのは、私は

本年3月議会だったと思うんですが、一般質問の中で初めて聞かされたんですけど、そのときに同時についていいでしょうか、今年度いろんな物産展関係でも交流している南あわじ市との災害協定ということを私は質問の中で出したんですよね。それは非常に大事なんだということで、出身大学卒の協定を今進めているということでございましたけど、南あわじ市との物産交流はしているけど、この災害関係っていいでしょうか、こういう面での協定、ほかの面も含めて、南あわじ市とのこの協定はどういうふうな進捗になっているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 今ございました南あわじ市との災害時における相互応援に関する協定の締結等については、現在、具体的な話は行っていないところです。

本年度からスタートしたこの産業交流を継続的に発展させていきたいと思いますところ、新たな連携につきましては、産業交流を進める中で、南あわじ市の関係者とも協議を進めながら検討していければと考えております。

○6番（立石幸徳） 突然、南あわじ市との災害協定を言い出しているんじゃないくて、南あわじ市との交流というのは市長自身がいろんな機会に触れているように、南あわじ市のJAと本市の関係するJA南さつまの協定が平成27年ぐらいですかね、両JAで協定ができていますよね。協定の中身が4項目あるわけですよ。4項目のうち1項目は、JA間では災害協定になっているんですよね。だからそこを含めて、行政レベルでも災害協定を当然、検討していくべきだと思いますのでね、これもJA間の協定をきちっと参考にしながら、早めに進めていただきたいと思います。これ要望しておきます。

今度の一般質問で、ちょっと時間切れでお尋ねできなかったんですが、いわゆる103万円の壁ということで、これが地方税収に相当な影響を及ぼすということで地方団体から知事会にしても市町村会にしても、これはちゃんと補填っていうか、カバーできるようにしろっていう声もどんどん上がっているみたいなんです。

私も一体全体103万円が幾らの金額で、きっちと、いわゆる政党間で合意ができて、その辺のものが進むのかということで注目をずっとしていたんですけど、178万円にはすると。ただ、それも段階的にしていくということなんですけど、いずれにしても178万円までは、いわゆる控除の関係が出来上がっていくと。

鹿児島県もそうなんですけど、鹿児島市などにしても、あちこちの自治体が178万円に今の状況で控除額というのが設定されると、幾らの影響が出るということをもう公表しているんですよね。鹿児島県の場合は、資料を持ってきましたけど鹿児島県の税収減は410億円ぐらいですよ。そして、鹿児島市は100億円ぐらいと。これはいろんな試算の仕方があるんでしょうけれども、本市の場合は、103万円の壁が178万円になった場合には、どれぐらいの本市税収が落ち込むと、そういう試算はされているんですか。

○税務課長（鮫島眞一） 政府が議論している所得税の年収の壁を103万円から178万円へ引き上げるため、仮に個人住民税の基礎控除額を現行43万円から75万円引き上げた場合において、その影響額を機械的に計算しますと、個人市民税が課税額でおおよそ2億7,000万円の減少となる試算を行っております。

このいわゆる年収103万円の壁の見直しにつきましては、先ほど委員のほうからも御発言がありましたが、今の臨時国会において、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げることが言明されているところでございます。

また、3党間におきましては、178万円を目指して、令和7年から引き上げるとの政党間合意の報道がされているところでございます。

例年、年内に与党税制改正大綱が取りまとめられておりますので、引き続き動向のほうは注視していきたいと考えているところであります。

○6番（立石幸徳） 今、税務課長から機械的な試算中とのことで、ただ本市の場合も2億

7,000万円ぐらいが税収減というのが試算されると。落ち込み分については、国会でも論議を見てもみますと、地方交付税でいわゆる基準財政収入額が影響を受けてきた場合には、交付税措置がなされるんで、これを最初提案した国民民主党の方々は、交付税でカバーをされるんだよということで、補填の財源を言っていますが、この交付税に与える影響というのはどこも発表してないんですよ。

税収減が地方税にしろ、あるいは所得税の関係もありますけど、地方交付税に与える影響というのはどういうふうに理解すればいいんですかね。

○財政課長（笹原正二） ただいま税務課長のほうから、いわゆる年収の壁の引上げによりまして、本市税収がおおよそ2億7,000万円減収するということで、それを基に本市への普通交付税への影響について申し上げますと、個別の自治体に対する普通交付税につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額で算出されます。

この基準財政需要額といいますのが、これまでも説明しておりますとおり、自治体が全国標準的なサービスを提供するのに、おおよそ必要となる一般財源を理論的に積算したものというものが基準財政需要額になります。

そこから基準財政収入額といいますのが、その年度にその自治体に収入されるであろう市税であるとか、その他譲与税特例交付金でありますとか、そういったものの収入があります。それを差し引いたものが本市の財源不足額として、その分が普通交付税もしくは臨時財政対策債で補填されるという形になっております。

ここで個人市民税につきましては基準財政収入額に算入され、先ほど言いましたとおり、税額は基準財政収入額、差し引く側に算入されます。そこが減収すると。2億7,000万円減収となりますと、現在の制度上その75%が基準財政収入額で見られる、減少するという形になります。

つまり、2億7,000万円の75%、約2億円が基準財政収入額で減少するということになりますので、自動的に普通交付税につきましては、2億円増額といいますか、2億円が措置されるという形で税額が2億7,000万円減りますと、現在の制度ではおおよそ2億円普通交付税措置されるというような試算になろうかと思えます。

○6番（立石幸徳） 試算ばかりで分かりにくいところもあるんですけど、ただやっぱり試算はしっかりやらんといかんですからね。今、交付税で仮に補填されとしても、2億7,000万円から2億円交付税が来るとしても、7,000万円は後どうなるんだと。もう完全に本市がかぶらんといかんのかと。そんだけ歳入が減ると。

この辺もこういった制度改正で地方自治体がいろんな意味で悪影響を受けるような在り方については、やっぱり強力に地方団体としても声を上げないといけないし、やっぱりそういったものが起きてはならないと思うんですよ。その辺については、市長会とかあるいはいろんな地方団体について、この103万円の壁の問題というのは、何か声を上げるようなことになっているんですかね。これ副市長のほうで答えいただければと思うんですけど。

○副市長（本田親行） 物価が高騰する中で、手取りを増やすという取組になろうかと思えますけれども、やはり、おっしゃるような形で地方税収に与える影響も踏まえて慎重に検討していきたい、その財政措置についてもということで、全国の知事会等が要望していることについては、皆さん御存じのところだと思います。

今のところ、県の市長会で具体的な要望は行っていないところですが、全国市長会のほうで、令和6年11月21日に103万円の壁の見直しについて、要望を上げているようです。

○6番（立石幸徳） やはりいろんな動きがあると思いますが、国税、所得税の関係で制度見直しをするのが、地方税の地方団体に何かいろいろ影響を及ぼすような動きってのはそういうのはあってはならないという意見、いろいろありますけど、この辺は事業を見てというか、タイミン

グですね、遅きにならないように不利益を被らないようにぜひ声を上げていただきたいと思います。

この説明資料の全く別件ですけど、2の総務財産管理費331万8,000円はどういった内容の経費になっているんですかね。

○企画調整課参事（橋口和洋） 令和7年4月の組織改編で健康課を健康・こども課に改めます。健康・こども課内に児童福祉に特化した子育てサポート係を新設しようとするものです。子育てサポート係の配置場所につきましては、現在の国民年金係の場所に配置を予定しております。国民年金係の新しい配置場所につきましては、市民ホール内に配置を予定しております。それに関わる経費になります。

予算書の14ページをお開きください。

総務費の総務管理費、財産管理費に工事請負費331万8,000円をお願いしております。内容としては、ネットワーク増設に176万円、パーティション、案内サイン、照明器具などの整備に140万4,000円、内線電話の増設に15万4,000円をお願いしているところです。

次に、予算書の17ページをお開きください。

関連しまして、民生費、社会福祉費、国民年金事務費に備品購入費24万円をお願いしております。内容としては、来庁者対応のためのローカウンター2台と来庁者用の椅子4脚の購入費となります。

○6番（立石幸徳） 別な費目の説明までいただきまして助かりましたけど、これはもう一昨日の総務文教委員会の課設置条例の際に、いろいろ来年度からの本市の課のいろんな変更、それに伴う庁舎内の配置、そういうことも資料も出してもらって幾つか質疑もさせていただきましたので、重複することは避けられますけれどもね。

基本的に、今の1階の市民ホールの大体半分ぐらいが、国民年金係を持つてくることによって使われていくと、そういうふうに確認しているんですが、その前に市民ホールっていうものの役割あるいは機能、こういったものをどういうふうに考えているのか、まず基本的なことからお答えいただきたいと思います。

○企画調整課長（日渡輝明） 現在の市民ホールにつきましては、各種手続等に利用される方もございますし、また、市民の憩いの場として利用されているスペースかと思っております。

○6番（立石幸徳） 憩いの場というのは、実際、憩いの場になっていないわけですからね。私はあそこが憩いの場になっているとはどう考えても思いませんよ。ただ、憩いの場というそういうホールも持ち合わせているほかの自治体もあり得ると思います。

ただいずれにしても、本市の行政で対市民、あるいは市民以外の人もそうですけども、来庁者に最前線の窓口と言えいいでしょうかね、そこに行く前のいろんな機能がいっぱいあると思うんですよ。それで、私も割とあちこちの市役所には用事はないんですけど、飛び込んで資料やいろいろもらいますけどね。

簡単に言うと、実にゆったりとは言いませんけど、いろんなことができるのが市民ホールですよ。お隣の南九州市はお茶の町ですからね、給茶機も準備していて、その給茶機でお茶をもらって、そして、座って飲める。あるいはいろんな現在、それぞれの自治体に取り組んでいるキャンペーン、いろんな取組を広く市民に広報する。広報手段っていっぱいあるんですけどね。

いずれにしても、市民ホールというのは、あってもなくてもいいようなもんじゃないですよ、簡単に言うと。庁舎内で必ずそれなりのスペースを確保しなければならない。

庁舎に限らず、いろんなお客様が来るところはどこも、まずはフロントにはそのホールというものがあるわけですよ。今度の庁舎の配置図を考える際に、そういった点での配慮といいましようか、そういうものはあったのかなかったのか私は疑問なので、市民ホールを半分にするということでの庁舎内の庁議といいましようか、これはどういった経過でこうなってきたんですかね。

○企画調整課長（日渡輝明） まず、新しい組織の配置につきましては、先日副市長も申し上げましたが、新年度の早い段階から関係課である福祉課、地域包括ケア推進課、企画調整課等を中心に検討を重ねてきたところでございます。

執務スペースにつきましては、レイアウトを組み合わせながら検討を行ってきた中で、現在御提案申し上げている市民ホールに国民年金係を配置する結論に至ったところでございます。

その結論に関しましては、市民生活課にも相談をいたしまして、国民年金係で取り扱っている事務につきましても、相談の中で戸籍、税証明など必要書類の取得も必要なケースもありますので、動線的な面から考えましても最適ではないかという判断の下で決定をしております。

市民ホールのスペースが減少してしましますが、配置の際は、できるだけ待合の場やトイレの動線が確保をできるよう建設課等とも検討を重ねながら、レイアウトを設定したところでございますので、そのあたりは十分、庁内でも議論を重ねてきたところであり是非御理解をいただければと思っております。

○6番（立石幸徳） 待合の場の確保とか言いますけどね、説明を聞いた範囲ではその待合の場なんかできませんよ。そして、いろいろ手続にきた人が、複数以上、たくさんの人が来た場合にはですね、椅子を準備して、待ってもらえますとかいう話もありました。

ただね、市民の方々、もう本当にいろんな方々が市民といったらおられます。一番庁内に入るのに困るのは車椅子を使わなきゃならない人、あるいは介添えといいたししょうかね、1人で歩いて来られない人というのめたくさんおられますよ。だって1階のトイレは、障害者用のトイレにもなっているんですよ。車椅子が来るように考えて、そういうのも造っているわけでしょう、障害者用の。車椅子が入ってきたら、今の半分のスペースでは、あそこはもう混雑といいたししょうか、行き来もできないような状況になると思うんですよ。

あるいは市役所に来て、ぱっと用件が進んで、すぐ帰れるような人ばかりじゃございません。いろいろ課題・問題、ちょっと待ってくださいませんか。そうしないと、ちょっといろいろ確認することがたくさんあるからという形で対応せざるを得ない、いろんな手続的な問題もあると思うんですよ。

半分に仕切って、もう簡単に言うと、空きスペースはトイレの目の前じゃないですか。入り口にみんな証明手続の人がちょっと重なったらといいたししょうかね、トイレ入り口に待たんといかんような状況になるんじゃないですか。

今、私がいろいろ言いましたけど、その辺の問題解決ができるということなんですかね。一つ一つ説明していただきたいと思います。

○市民生活課長（松田勇一） 今、6番委員が言われるように、市民ホールが狭くなり、そういう混雑をするということが危惧されるということですけども、現状の利用のされ方からいきますと、狭くはなりますけども支障はないのかということで、どうしても市民生活課の年金係が1階のフロアの中にはなくてはならない係ですので、総合的に考えて、位置を考えた場合に、どうしても今空きのある市民ホールを半分使って年金係をとということになっております。

レイアウトを考えたときに、総務文教委員会に提出された配置図のとおりにしかありませんけども、少しでも市民の方がくつろげるというか、混雑をしないような形でスペースをできるだけ確保できるよう検討はしてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○企画調整課長（日渡輝明） まず、この配置を検討するに当たりましては、6番委員からもありましたように、車椅子等を利用した方の想定や、トイレへの動線、スペースの確保など十分検討しまして、予算の中でもトイレに行き来する方の配慮を考えたパーティションの設置等も今回、予算のほうにお願いしているところでございますので、十分検討を行ってきた中で判断をしたということは御理解をいただければと思います。

○8番（眞茅弘美） まず、令和4年12月にこども家庭センターの整備に伴い、土地建物取得

に関しての補正が上がり、修正案を出した経緯がございます。その中の審査の中で、今ある既存の施設等の利活用、空きスペース等を十分に有効に活用していただきたいというのは、私は申し上げているところでございますが、先ほどの答弁でもございましたとおり、いろいろ検討されて、やむを得ないということで最終的に市民ホール場所になったということでございました。

私も配置図、そして下の市民ホールを確認させていただきましたが、今大きな柱のところ年金係が区切られております。そこを、もう少しぎりぎり縮めることができないのか、あと記載台も、今3つ、4つありますけども、それが全て使われているというのはほとんどないのではないかなって思うところでございます。

3月、4月の時期によっては、また増やすなり、そういう対応をしたりとか、あとちょっと縮めたところに、やはりソファは置いたほうがいいのではないかって思ったところでございますが、その辺いかがでしょうか。もうちょっと縮めることはできないのか、検討できないのか、そのあたりいかがでしょうか。

○市民生活課長（松田勇一） 今、委員が言われましたところも踏まえて、市民が利用できる場所を確保していくよう検討してまいりますので、御理解をよろしくお願いいたしたいと思います。

○9番（禰占通男） 先ほどから課長も市民ホールの使い方ということで、不便をかけないみたいな答弁ですけど、今から1月、4月にかけてですよ、市民生活課は印鑑証明から住民票、また戸籍抄本等の申請、それと重なってまた納税の方の来訪も多いでしょう。税務課前の廊下というのはいつも満杯ですよ。そして、市民生活課のホールの部分、あそこが椅子に座って待つ。私も去年は待つことになったんだけど、そういうことを考えると、やはり今の状態のスペースというのは必要じゃないですか。

それと、課長が今おっしゃられたように、1階フロアになくってはならない年金係、これ本市の年金受給額というのは、令和5年度で幾らになっているんですか。

○市民生活課長（松田勇一） 最後のところの年金受給額については、ちょっと手元に資料がございませんので答えられませんが、年金係は、国民年金だけの事務ではなく、本来、年金機構が行う厚生年金の事務、法定受託事務以外の業務もやっております。どうしても市民の方々は、鹿児島南年金事務所に行くよりも、市役所の窓口で手続をする方は多いです。やはりそういう方が来る係でございます。

どうしてもそういうのを考えますと、やはり市民が一番市役所の玄関に入ってすぐそばにある係であると思っておりますので、ホールをということではないですけども、やはり1階のフロアの中になければならない大切な係だと思っておりますので御理解をよろしくお願いいたします。

○9番（禰占通男） 私も課長と同感です。なぜかという、うちの年金係というのは、年金機構への手続も代行できるということで、私も最初は鹿児島まで行かないといけなかなと、そんぐらい思っていましたよ。だから、市役所でできるということで。それと、令和5年度で決算も9月に終わりましたが、60億円ですよ、年金支払い額というのは。結局1年間の予算の3分の1以上ですよ。

やはりそれを考えたら、先ほどからありましたように、障害者への対応、市民への対応って考えたら、もう本当に年金係に頭を下げて毎日拜んでいたほうがいいですよ。

これも余談だけど、ふるさと納税が34億円、それは結局半分が残るということですけど、年金は全額残るわけでしょう。インフラ、企業等に3分の1はピンはねされるような感じですけど、あと市長も当初言っていたように地産地消といったら60億円の40億円ぐらいは枕崎市の経済に私は寄与していると思います。

それだったらですよ、環境整備係も大事です。年金係も大事です。そしたらもう一度この庁舎の在り方というのにも考える必要があるんじゃないですか。どうしても駄目ならもう増築でも何でもいいじゃないですか。市民へのサービスを第一に考えてくださいよ。お願いしておきます。

○6番（立石幸徳） 9番委員の答弁も一緒に合わせてお答えいただければと思うんですけどね。

最初の市民ホールの役割・機能で企画調整課長から憩いの場という表現が出ましたが、他市にお邪魔すると、まさに議会中継も1階ロビーで放映されて、用件に来た人が今市議会でこういう状況があるのかと、映像を見ながらできるのが他市の市民ホールですよ。

それから、今日みたいにといいましょうか、天気の良い日ばかりじゃありません。いろいろ風雨の厳しい災害時とは言いませんけど、雨の日、そういうときに市民がどこに居場所を求めるのか。ただ用件だけじゃないですよ。市役所内でそういう天候の悪いときに、どこでそういう雨風を避けるかというようなことなんかも出てきますよ。

私は市民ホールをああい半分にすることは、市民を締め出すようなもんじゃないですか。本当はまだまだ広げてほしいような市民ホールですよ。だけど、私は今のスペースが限界だと見ていますよね。それを半分にして、使い勝手がと言っても、それは市民の立場からは理解できません。もう少し余裕のあるスペースにしますっていうのは市民は理解しますよ。

意見ばかり言ってもあれですからね、9番委員のことも含めて、年金はそんな多額の金額を取り扱う部署で、しかもそういうものは個人情報といいましょうかね、あまり他人の目に触れるような場所は、私はあまり適当ではないと思いますけど。そういうものを含めて取りあえず、出た意見についてお答えをいただきたいと思います。

○副市長（本田親行） 今回の子育てサポート系の設置につきましては、これまで母子保健部門は健康センターにおいて、また児童福祉の部門は福祉課において担ってまいりましたが、これらの業務を一体的に推進するということで、新たに係を設置することといたしました。

早い段階から配置場所についても検討してきたということを企画調整課長も申しておりますけれども、本庁舎内だけでなく、母子保健業務を行う健康センターに設置できないかということも検討してまいりました。

しかしながら、児童福祉部門も担うということで、当然、いろんな関係書類等の取得ができる本庁舎でなければ市民にとっての利便性が図られないということで、本庁舎内に設置することで決めて、配置場所等を検討してきたところでございます。

6番委員のおっしゃることは重々分かるんですけど、この建物につきましても、昭和30年の建設で、市民ニーズが複雑化、また多様化する中で、業務も増えてきております。また、情報機器の発達等によりましてそういった機器等も増えて手狭になっております。

市民の憩いの場とまでにはなっておりませんが、市民が訪れる場ということで、確保というのは必要とは考えておりますけれども、そこに限らず会議室であるとか、そういったことも非常に苦慮している状況でございます。

既存施設を建て替えということも、増設ということもあろうかとは思いますが、できるだけ既存の施設を活用して経費も抑えるという形の中では、現時点におけるベターな配置であるということで決定したところでございますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○6番（立石幸徳） 金をかけろとか云々という気持ちは全然ないですけどね。

要するに、1係でもちょっと庁舎内のある一部のところにきちっとした、今度のこの国民年金係を移動するだけでも350万円ぐらいもう使っているわけでしょう。そういう形で、私は個人的にはですよ、私個人の意見を言うわけにもいかないんでしょうけれども、同じ市民生活課の中でも、環境整備係は非常に現場での仕事の多い係ですよ。墓地に行ったり、内鍋のごみの関係に行ったり、ごみステーションの市民からこういったごみがどうなっているということで、できれば庁内にいるより庁舎の横ですぐ出やすいような配置というのも検討していいと思いますよ。

○市民生活課長（松田勇一） ただいま環境整備係ということが出ましたが、市民生活課の3つの係はどうしても市民と直結したそれぞれの係になります。先ほども申しましたが、どうしても本庁舎の1階のフロアになくてはならない係だと思っております。

環境整備係については、市民係と密接に関わりがありまして、今、納骨堂ができて改葬届というのが結構あります。それに関しましては、市営墓地の場合は環境整備係で証明を出して、市民係で許可を受けるということになりますので、今の距離でさえも、私どもとしましては市民の方に御不便をかけていると思っております。

そういう実情がありますので、環境整備係を1階のフロアから別の場所に移すという考えは持っておりません。

○6番（立石幸徳） 今、北側のほうの車がいっぱい入っている駐車施設、別な場所というより、市民生活課の隣がいっぱい使えるような対応は取れないんですか。車がいっぱいあるんですけど、車は車で移動できるような感じになるんじゃないですか。

1階フロアは年金をどこか別なあれにということじゃなくて、環境整備係は外の今駐車場配置になっているその辺の対応でも私は可能じゃないかと思うんですけどね。もう隣ですよ。

○副市長（本田親行） 仮に6番委員がおっしゃるように、駐車場のスペースに別室を設けることを考えた場合、駐車場自体もたしか私の記憶では1,200万円ぐらいの整備費がかかっていると思っております。そこに改めて部屋となりますと、建設課の試算では2,000万円を超えるのではないかという試算をいたしております。

先ほどから申し上げておりますけども、市民が訪れる場というのは広いスペースが確保できることが望ましいとは考えておりますけれども、現在の庁舎の状況にございましては、ベターであるというような形で判断しております。

また、今、1つ意見をいただいたわけですが、ほかにもこういった配置がいいのではないかという意見がございましたらお聞かせいただければ参考にしてまいりたいと思います。

○6番（立石幸徳） 副市長がわざわざこういった配置もどうかっていうんですね、もうあえて言わせていただきますけど、まず、年金ももちろん今市民ホールとの関係でいろいろありますけど、福祉課に所管外になった高齢者介護保険係がそのままという感じで今度配置をされるんですけども、皆さん方の考え方はですね。これも実に奇妙な配置ですよ。

だからその介護の関係も、新年度からの長寿介護課ですか、そちらに一体になるような配置をされて、今の福祉の高齢者介護保険係の部分に年金を持っていくっていうことの対応は私は可能だと思いますよ。西別館のほうはいろんな意味で空きスペースといいましょうか、そういった今の福祉の高齢者介護保険係が来られるような余地は全然ないんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 今御提案申し上げているレイアウト等を決めるに当たっては、先ほども申し上げましたが、多くの配置を検討しながら結論づけたと考えております。

別館1階のスペース等も検討してまいりましたが、相談業務等も多くありまして、現在でもスペースが足りないような現状もございます。そのような中で結論を出したことでありますので、よろしくお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 実におかしな説明ですよ。私は副市長のほうから、いろんな検討案があるんであればお聞かせいただきたいとあったので言っているんでね。今度は言った途端に我々が十分検討したんだというような答弁というのはもう実におかしな答弁ですよ。

もうちょっと庁舎全体的に検討すれば、私は市民ホールをああいう形でカットするというのは市民のために、私は不利益を被るという立場で物を申しているわけですよ。

いずれにしてもちょっと長時間になりますので、一応この件は保留をさせていただきます。

○委員長（平田るり子） ここで10分間休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前11時11分 再開

○委員長（平田るり子） 再開いたします。

それでは引き続き審査をお願いいたします。

○5番（水野正子） 先ほどの関連ですけど、2番の総務財産管理費なんですけど、こちらの配置図ですけど、私もよく市民生活課は利用するんですけど、待たされるんですね。

ここに国民年金係が来たとしたら、人通りも多くて待合人がいるわけですよね。そして国民年金係も先ほど相談が多いと言われましたが、待合人に聞かれたくない話も市民の方はあると思うんですね。

市民ホールが狭くなるのは、市民が迷惑を被ると思うところがあります。

それと頂いている資料の西別館のパソコン室の隣は空室になっているみたいですけど、こちらは現在どのように利用されているのでしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） パソコン室の隣につきましては、現在書庫として利用しております。

○5番（水野正子） 書庫は枕崎小学校も利用されているという話を前の委員会でお聞きしたと思うんですけど、そちらに運んで、ここを何か利用していけないかなと思うんですけど、やはり国民年金係でしたら、相談事が多いというのは、やはりプライバシーが守られることが大切だと思いますので、ここに国民年金係を置くのはもうちょっと考えるべきじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） 当然2階の書庫のスペース部分についても検討を行いましたけど、多くの市民の方が利用されるということを考えまして、現在の構造上、階段を上ってということを考えますと、どうしても1階のスペースに関係する係を集約させる必要があることから結論を出したところでございます。

○5番（水野正子） それと市民のプライバシーのことは、どのように考えているのかお聞かせください。

○企画調整課長（日渡輝明） 今回の国民年金係の配置につきましては、プライバシーの確保が保てるように、パーティション、仕切り等を設けるように予算を計上しているところでございます。プライバシーの配慮にも十分考慮し検討をしております。

○5番（水野正子） 今の国民年金係だと2か所入り口があって、あまり歩かないで行けると思うんですね、今の場所はいいかなと思うんですけど、プライバシーが守られるといっても、待合人とかがこの市民ホールにいたとしたら、声がやっぱり聞こえると思うんですよ。

耳の遠い年配の方だったりしたら、やはり大きな声で説明しないといけなかったり、声が聞こえると思うんですけど、そこはもうしっかり守られるのでしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） 当然、手続を行う際には市民のプライバシー等にも十分配慮した中で進められるものであると考えております。

○5番（水野正子） 私も待合で待っていると、結構聞こえてくることが多いんですね。これ聞こえていいのかなって思うような場面に遭遇したこともあるので、そこがちょっと心配です。

○2番（下竹芳郎） 説明資料の14番文化振興費ですが、先ほど説明があったんですが、財源で寄附金が220万円、それで出品料が735万円、これの出品料の根拠というかそれも教えてください。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 出品料の根拠でございますが、過去の3回展で、作家からの出品点数が1,128点でした。

それを基礎に来年開催される、第4回国際芸術賞展につきましては、見込みでございますが、1,500点あるかと考えております。

そして一般の出品料が5,000円、22歳以下が3,000円、18歳以下が2,000円と設定しておりますので、平均単価を取りまして、4,900円と考えております。

それを1,500点で掛けた出品料の735万円を見込みとして立てているところでございます。

○2番（下竹芳郎） 前回は1,100点だったかな、今度1,500点っていうことですが、これは出

品の案内を、作者とか芸術関係の学校とかに、全部そういう周知はしているんですよね。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 美術雑誌とかポスターの作成とか、各美術系の大学、高校に既に募集要項を発送しておりますし、南浜館の特設のホームページでも周知しております。

そしてホームページで3か国語、中国語、韓国語、英語、このバージョンで掲載しておりますので、年明けの1月8日から出品受付の開始となり3月25日まで作品を受け付ける計画としております。

○2番（下竹芳郎） ということは、1,500点という数字は、必達するということでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） あくまでも目標値でございますが、前回は1,128点ですので、それを超えるようにPRをこれからもしてまいりたいと考えております。

○2番（下竹芳郎） 回ごとにグレードアップしていますから、市民、来場者への周知をよろしくお願いします。

○8番（眞茅弘美） 説明資料の8番保育所等おむつ処分補助事業ですが、これは、本市ではおむつ給付事業に取り組んでいまして、自宅から持って行かなくてもいいということだと思いますが、これまでは園で処分していたんでしょうか。それとも家庭に持ち帰っていたんでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 本市のおむつサブスク事業を始める前は、7施設中4施設が既に独自で園で処分しておられたようです。

おむつサブスク事業を行って、それまでしていなかった3施設についても施設で処分していただくようになりまして、現在7施設とも園で処分している状況でございます。

○8番（眞茅弘美） 保護者の方々にも本当ありがたい事業だと思いますので、よろしくお願いします。

○11番（橋口洋一） 今のおむつの関係で、補正予算ということで上がってきているところですが、これは今後も続けるような対策になるんでしょうか。

おむつが支給されるサブスクということはよかったですが、入り口のところはよくて、最後の出口を考えていなかったという部分になるかと思うんですが、今後は園の負担を軽減させるためにも、7分の4から7分の7全部やっているということで、今後この施策を続けていかれる見込みはありますでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 今回の補正につきましては、鹿児島県が今年度から新たに設けた10分の10補助の、鹿児島県子ども・子育て市町村応援交付金を活用して、この事業について補助を行うもので、市で設計いたしまして、県に応募いたしまして採択されまして、補助金がついたものでございます。

いわゆるモデル事業ということで、今回10分の10となるんですが、今後につきましては、園がおむつを処分するということになりますと、運営費から支出するか、あるいは保護者に負担を求めるか、どちらかしかないわけですので、運営費というのは、あくまでも保育の実施に伴うための費用でございますから、その部分を削って、そのように充てている状態で現在あるかと思えます。保護者から負担を取っていないので。

ですので、その部分は今回は県の補助を使って、単年度という形になりますが、今後も子育てに関する助成として、ほかの事業との優先順位等も勘案しながら判断していきたいと考えているところです。

来年度以降も必ずするという判断をしている状態は今のところないです。

○11番（橋口洋一） 来年度の話は今補正の話ですので、直接は関係してこないですが、ぜひ園の負担はサブスクで多くなっているのは事実だと思いますので、そのあたりは当局も考慮していただきたいと思います。

また、その前の6保育士等研修費用助成事業補助の内容についてお伺いします。

○福祉課長（福永賢一） こちらも鹿児島県が今年度から新たに設けた保育人材支援等市町村交付金2分の1補助を活用して、保育士等の就業継続支援として、保育士等が受講する各種研修に対する費用について助成を行うもので、市内保育所認定こども園7施設及び枕崎保育連合会を対象に実施するものです。

助成の金額としましては、1施設当たり40万円、連合会に20万円を上限に事業費合計300万円としております。こちらの県の交付金の内示を受けましたので、今回補正予算を計上したところ です。

県の基準額が市町村の市に示された部分が300万円ということでありましたので、これを各園と連合会に振り分ける形で設計をさせていただいたところです。

○11番（橋口洋一） 保育園というか、子育てを取り巻く環境は非常に今厳しい状況をと いうところがあります。保育士の待遇向上のためにも、こういう施策は引き続き続けてい っ いて、保育士確保につなげていっていただきたいと思います。

続きまして13番の中学校教師用指導書等購入についてお伺いします。この内容をお聞か せ ください。

○学校教育課主幹兼学校教育係長（日高佳子） 中学校の教師用指導書ですけれども、指導書 とい うのは、教科書を使って授業するための必要な情報が掲載されている資料になります。

また、このほかにも今回は、教師が授業中に使用します教材の朗読や音楽のCD、指導者用の デジタル教科書も含まれております。

今回、来年度4月から中学校の教科書が新たに改訂されるということになりますので、その 生 徒が使用する教科書が変わることに伴い、教師が使用します指導書等も買い換える必要が 出 て まいりますので、今回の補正にてお願いするところでございます。

○11番（橋口洋一） 来年度に教科書の改訂があるということで、この改訂って何年かに1回 ある ようなものなんでしょうか。

○学校教育課主幹兼学校教育係長（日高佳子） 教科書の改訂は原則ですけれども、4年に一 度 行われることになっております。

○11番（橋口洋一） 4年に一度行われるということであれば、当初予算にあってもよかった の かなと、今補正で上げられるのはなぜなのかをお聞かせください。

○学校教育課主幹兼学校教育係長（日高佳子） 教科書の改訂は4年に一度行われるというこ と で、実際来年度から教科書が改訂されるということは分かっておりましたが、この改訂のた め の 採択作業は、前年度に入ってから行われることになります。

実際来年度から使います採択教科書が決定しましたのが8月になりますので、その8月の 決 定を受けて、どの教科書会社の教科書になるかということが決まりますので、それに伴って 指 導書の購入計画を立てますので、どうしてもこの時期になります。

○11番（橋口洋一） 分かりました。そういう経緯があるということで理解いたしました。金 額 も結構大きいですが、この金額の大きいところをですね、これって入札とかの対応になるん だ しょうか。

○学校教育課主幹兼学校教育係長（日高佳子） この指導書やデジタル教科書は、それぞれの 教 科書の出版社が作成しておりますので、入札という形ではありませんで、それぞれの出版 社 が 1つ作っているものを使うことになります。

○11番（橋口洋一） ということは、一般の書店から購入という形にはできない代物になるん だ しょうか。

○学校教育課主幹兼学校教育係長（日高佳子） 指導書を作っているのは教科書会社になり ます。

これを購入するに当たりまして、本市では、取次店の書店がもう決まっておりますので、そ こ に依頼をしまして、鹿児島市にある会社から購入するという形になっております。枕崎市は取次

店が決まっておりますので、そこをお願いしております。

○11番（橋口洋一） 書籍という一般的なものであれば、地元の書店等を利用するというものもあるのかなと思ったところだったんですが、指定ということで致し方ないかなというところがあります。何かまたいろんな方策として、地元で手続ができるようにするようなどころも今後考えていただければと思います。

○学校教育課主幹兼学校教育係長（日高佳子） 鹿児島県の教科書は、鹿児島市にある教科書会社に全部集約されることになりますが、枕崎市で購入します教師用の教科書や指導書等は、本市にあります書店を取次店として、そこに注文するという形を取っておりますので、補足しておきます。

○9番（禰占通男） 末尾のところですよ。

先ほどもありましたように、おむつの処分経費について、これは保護者が持込みっていうか、保育所、幼稚園等に持っていった場合、その処分はどうなるんですか。普通の一般廃棄物、それとも産業廃棄物の区別はどうなるんですか。

○福祉課長（福永賢一） 現在おむつのサブスク事業をやっておりますので、保護者はまず園におむつは持っていかなくて、園におむつ事業者からおむつが届けられて、それを使っていくことになります。

使ったおむつについては、事業者の事業所のごみとして、ほかの事業所内から出るごみと一緒に処分していただくということになります。

○9番（禰占通男） もともと保護者が、子供と一緒に持っていくっていうか、そういうやり方だったですよ。

今課長が言うように、そういうふうになっているか知らないけど、結局、保護者が持っていけば、産業廃棄物になるのか、普通の一般ごみになるのか、そこを伺っているんですけど。

○福祉課長（福永賢一） おむつの給付事業をやっておりますので、保護者がおむつを持っていくことがまずありません。

○9番（禰占通男） 結局給付するから処分料が要るわけでしょう。

そしたら給付するのを園というか施設じゃなくて、個人の保護者にしたら別にそのおむつの処分料は要らないんじゃない。私の考えですけど。

○福祉課長（福永賢一） 園児が使ったおむつを園児と一緒に自宅に持って帰られれば、それは家庭ごみということになりますが、それは現在どの園もされていないということです。

○9番（禰占通男） いや、今課長が言ったことは、昔給付する前のやり方ですよ、今給付するから産業廃棄物になるから処分料が要るわけでしょう。

そしたら処分料が要るんだったら、処分料分を保護者に給付したほうがいいんじゃないですか、どうなんですか。

○福祉課長（福永賢一） 事業用の一般ごみとして、事業者におむつを今それぞれ処分してもらっています。

もともとは保護者が、それぞれおむつを準備して登園させて、それを園で管理して、保護者は一人一人名前を書いて、それを園が集めて預かってそれを使って、そしてそのうち3つの施設は、それを持って帰らせていたわけですね。

そういった手間とおむつ費用について、子育て支援のために、おむつのサブスク事業を活用して、おむつ給付事業を始めたわけです。

その際に、おむつの処分については、保護者に返していたところも園で持ってきてもらって返すというのはあったわけですが、持ってくるものがなくなったので、使ったものだけ返すのは、国も衛生上の問題とかそういう部分で、できるだけ園で処分していただきたいという通達も出てきております。

そういうのも踏まえて園で処分をしている状態です。今回その部分に補助をしようという考えでございます。

○9番（禰占通男）　ここに予算は132万円が出ていますけど、これで国県の分ということになっているんですけど、1枚当たり幾らになって、国と県の部分は幾らの割合になっているんですか。

○福祉課長（福永賢一）　今回の補助金額の設計としましては、おむつを使用する3歳未満児の利用定員の数で区分しまして、20人までを月1万円補助、21人以上を月2万円以上の補助と設定しまして、7施設分の12か月分ということで、合計で132万円の設計をしました。

今回は、県が新たに設けた10分の10補助を活用して、全て県費で対応するということになります。

○9番（禰占通男）　次に10番になっていますけど、地域猫活動推進事業について質問いたします。

資料ももらいましたので、ちょっとこの資料について、団体数が令和6年度で見込みということで、前年度から2団体減少しているんですけど、これについてはその減少数の原因は何なんですか。

○市民生活課参事（立石秀和）　昨年度に比べて、現在の6年度の団体数が減っているというのですが、活動団体は様々な地域で活動しております。

その年度で地域にいる地域猫の手術が終わったりということもありますので、今年度、現在のところ、団体数が昨年度に比べて少なくなっているところですよ。

○9番（禰占通男）　一番ちょっと聞きたいのは、野良猫ですね。これの本市全体の数の把握はどうなっているんですか。

○市民生活課参事（立石秀和）　本市全体における野良猫の全体の数の把握はできていないところです。

○9番（禰占通男）　犬の登録はあるんですけど、狂犬病ということで、そしたら飼い猫の登録とかそういうのは考えてないんですか。

○市民生活課参事（立石秀和）　犬については狂犬病の関係とかありまして、犬の登録が義務づけられているところですけども、猫についてはそういった法の規定とかがないところですので現在猫の登録については行われていないところです。

○9番（禰占通男）　早い話は、この飼い猫を登録できればそこからまた増えていくのを抑えられるわけでしょう。違いますか。

○市民生活課参事（立石秀和）　飼い猫については屋内で飼われたりとかすると思うんですけども、今こちらについては地域猫、野良猫で屋外にいる猫になりますので、その辺の登録とかについては難しいところがあると考えているところです。

○9番（禰占通男）　この資料からして、令和4年度から令和6年度までということで、合計462匹47団体の関係ということですけど、462匹の言わば飼い主を探して譲渡するというのでした場合、この実績というのは462匹中、譲渡できた部分というのは何匹になるんですかね。

○市民生活課参事（立石秀和）　本市の地域猫活動推進事業については地域住民が主体となって飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して、その地域で飼養管理を行うということになっておりますので、今委員がおっしゃられる譲渡については補助の対象とかそういったところにはなっていないところです。

○9番（禰占通男）　今ありましたように飼養管理することで、その管理場所は確保できているんですか。

○市民生活課参事（立石秀和）　その地域にいる飼い主のいない猫になりますのでその地域で餌場の管理といいますか、そういった餌をやる場所とかを決めていただいて活動していただい

るところになります。

○9番(禰占通男) 今餌をやろうということですけど、いろいろ県とか国とかは指針なり資料も出ているんですけど、餌やりですよ。餌をやると出るもんが出る、それでふん尿その他について管理することってなっているんですけど。それはできているんですか。

○市民生活課参事(立石秀和) 地域猫活動が先ほど言いました、不妊去勢手術を行って、その地域で餌場の管理であったり、ふん尿の後始末と一定のルールを定めて、適切に管理していただくこととなっておりますので、それぞれの団体で適正に取り組んでいただいていると考えております。

○9番(禰占通男) 今、団体についても伺いましたが、基金を管理する以上、管理団体の管理状況についての視察というか確認というのはどうなっているんですか。

○市民生活課参事(立石秀和) 恒常的に団体の状況を確認しているというところではないんですけれども、毎年、補助金の申請をしていただいて、補助金を交付していますので手術等が完了しましたら実績報告等を出していただきます。そこで確認等行っているところです。あと何か相談がありましたら現地に出向いて、いろんな話をさせていただいているところです。

○9番(禰占通男) それは今参事が言ったようにそれでいいと思うんですけど、この捕獲はどうしているんですかね。野良猫を捕獲する方法はどのようになさっているんですか。

○市民生活課参事(立石秀和) 猫を捕獲するに当たり、市民生活課で猫の捕獲器を用意しますので、その捕獲器を団体に貸し出して、捕獲器を利用して、猫の捕獲を行っていただいているところです。

○9番(禰占通男) 団体の中での専従者の有無というのはちゃんと把握できているんですか。捕獲に対しての専従者の資格ですよ。どうなんですか。

○市民生活課参事(立石秀和) その捕獲に際して資格が要るとかということはありませんので一旦、手術をするために捕獲して、動物病院に連れて行って手術をして、また、その後その地域に離すことになりますので、特にそういった資格が必要ということはないところです。

○9番(禰占通男) 資格は必要ないと言いますが、箱わなも要るんじゃないですか。大型店に行くと狩猟の資格が必要ですよという張り紙とか書いてありますよ。箱わなについても。

○市民生活課参事(立石秀和) あくまでも一時的に手術を行うために捕まえるというか、そういった形の捕獲器になりますので、資格は必要はないと考えているところです。

○9番(禰占通男) 結局、わなを使用すること自体、普通の狩猟免許でもですよ、その資格のある方が仕掛けたわなに、狩猟免許の資格を持っている方が触る。これはできないんですよ、厳密に言うと。だから、猟犬がわなにかかりましたんで、それを外しましょうと言ったって、設置した人に離してもらえないとできないですよ。よくあることです。箱わなとかばね式の狩猟機に猟犬がかかるということ。そこら辺も確認したほうがいいんじゃないですか。

○市民生活課参事(立石秀和) 現在使用している捕獲器についてはそういった猫にけがをさせたりとかそういったことがないように捕獲器の蓋が開いていて、奥に餌を設置して猫が入るとその扉が閉まって、その中に猫が入る形になりますので、それで捕獲する形になりますので、特に猫を捕まえてけがをするとかっていうのはないところです。

○9番(禰占通男) けがどうこうじゃないですよ、私はいつも言うんだけど、市がする行政の行動に対しては市民の模範にならないといけないわけでしょう。そしたら市民にどうしろこうしろということはいけません。今までこれについては、何回も言っていますが私はそう思いますよ。その点は確認しとってくださいよ。

それと、先ほどありました飼養管理ということで餌をやる、だけど地域猫っていうのは最初から捕獲して手術するのはいいんだけど、飼い主を探して譲渡するっちゃうことが条件でしょう、普通は。

うちの猫条例にもそういう猫要項もあったんだけど、この頃インターネットで調べても出てこないんだけど、それについてうちは述べられていませんよ。だったら、せつかくの基金ですから、やはりその飼養管理する施設、いい施設かどうかそりゃあ担当が考えればいいことですけど、やっぱり引取り手があるまで、管理まで使用するべきだと私は思うんですが、基金を使っても。どうなんですか、そういう考えについては。

○市民生活課参事（立石秀和） 現在行っております地域猫活動につきましては猫の譲渡を目的としたものではなくて、やはり地域にいる猫に手術を行って飼養管理を行いながらその猫一代限りの命を全うしてもらって、野良猫、飼い主のいない猫の数を減らしていくことを目的とした事業になりますので今のところ譲渡については検討していないところです。

○9番（禰占通男） 一般的に愛護動物と言いますよね、もう犬、猫って大体が。愛護法上、家で飼われるものについても遺棄しては駄目だと、そして、所有者はもちろん、占有者も同等と認めるということになっていますよね、法律上は。そしたら、わなで捕まえる、所有者が分からんからわなで捕まえる。そして、それはわなから出して維持している。維持した者は占有者になるでしょう。だって、落ちていたものを拾って自分がその意思を持って確保したら占有者ということになるんじゃないでしょうか。占有者だからこそ、手術はお金をかけてするわけでしょう。そしたら占有者も離してはならないとなっていますよ。そしたら全部同罪になりますよ。どうなんでしょうか、そこら辺をひっくるめて。

○市民生活課参事（立石秀和） 動物の遺棄であつたり、虐待については犯罪になりますけれども、この地域猫活動は地域にいる野良猫を一旦捕まえて、またその場所に戻す。手術をするために、一旦捕獲して、手術が終わった後、元いた場所に戻すという活動になりますので、そういったことには当たらないと考えているところです。

○9番（禰占通男） 離すこと自体が遺棄でしょう。

○市民生活課参事（立石秀和） 今申し上げましたけれども、遺棄ではなくて、そこにいた猫を手術するために、一旦捕まえて、病院で手術をして元いた場所に戻すということになりますので、その猫を捕まえて例えば違う場所に離すとかってなるとまたそれは遺棄に当たる可能性がありますけれども、市でやっている地域猫活動は、その地域にいる猫をその場所で捕まえて、またその場所に返すということになりますので遺棄には当たらないと考えております。

○9番（禰占通男） その点は置いておいて、離した猫が地域の人に迷惑をかけたらどうするんですかね。

○市民生活課参事（立石秀和） 迷惑をかけないようにその地域住民が一体となって取り組む。手術から、飼養管理まで取り組むということになっていますので、活動している団体の皆さんがそうやって適切に活動していただいているところです。

また、住民から猫活動に対する相談等があった場合は、その団体の方と話をして、対応について改善すべきところは改善していただくなどそういった対応をとっているところです。

○9番（禰占通男） それで私のお願いというのは、飼養管理する施設なりを確保すること。それができなければ環境省からも告示で出されているように、この動物の殺処分方法に関する指針というのが出ているんですけど、調べてみますと鹿児島市しかないですよ、この関する施設。動物愛護管理センターなるものですよね。ここで殺処分してくれると。今、保健所ではできないので、そしたら、その管理できないものは、かわいそうどうこうじゃなくて、やはり、それなりの行動で示すべきじゃないですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 今委員がおっしゃられました動物愛護センターについては鹿児島市については鹿児島市が持っております。その他のところでは県が動物愛護センターを持っております、それぞれの保健所管内が対応しているところになります。

○9番（禰占通男） さくら猫にするのはいいんですけど、やはりその管理、もともと最初、地

域猫っていうのが発足した当時の原点に戻ってほしい。

それと、あと今のこの基金条例の基金を受けるための施設を造るとか、施設を借りて管理するとかってそういう要綱も盛り込むべきじゃないですか。私は枕崎市の猫条例なるものに欠点が多いんじゃないのと思っているんですけど。

○市民生活課参事（立石秀和） 今言われるそういう施設を設置したりとかってなりますと、またいろいろ費用も出てきたりとかはあると思います。ですので、今のところは手術して、猫が増えないようにということで取り組んでいるところです。

○8番（眞茅弘美） この地域猫活動推進事業の基金ですけども、当初100万円の寄附がありまして、今回また200万円ということですが、残高は幾らになっているのでしょうか。

○市民生活課参事（立石秀和） 地域猫活動基金については、今年度から今ありました100万円いただいた基金で寄附を活用して、不妊去勢手術代への補助を雄猫が1,000円、雌猫が2,000円というところを引き上げてその部分に活用するというので、当初で約25万円と、あと9月に予算が不足するというのでその基金を活用して48万6,000円、計73万6,000円、基金を活用する予定となっておりますので、約26万円が残高になるんですけども、今回200万円いただきましたのでそれを加えた220万円程度が基金残高になっていくと考えております。

○8番（眞茅弘美） その寄附をくださった方も動物愛護の観点から地域猫活動に関しまして、これ以上増やさないっていう取組でして下さっていると思いますので、今後とも有意義に活用されるようよろしくお願いします。

○委員長（平田るり子） ほかに質疑がある方はおられますか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○6番（立石幸徳） 議案第56号令和6年度一般会計補正予算（第6号）について修正案を出したいと思いますので、暫時休憩をお願いしたいと思います。

○委員長（平田るり子） ただいま立石委員から、修正案提出のため、休憩の申出がありました。休憩してよろしいでしょうか。（「いいです」と言う者あり）

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時	休憩
午後1時10分	再開

○委員長（平田るり子） 再開いたします。

立石委員、禰占委員から、御手元に配付のとおり修正案が提出されました。

この修正案を直ちに議題といたします。

立石委員に提案理由の説明を求めます。

○6番（立石幸徳） 修正箇所については予算書に基づいて記載してございますので、お目通しをいただきたいと思います。提案理由ということは別に記載してございませんが、本議会に提案されています枕崎市課設置条例の改正については、新たな健康・こども課並びに長寿介護課、この2つの新しい課については、時宜を得た対応であると評価し、賛同するところであります。

しかしながら、新設の課設置に伴う庁内配置において、市民の便宜、市民ホールの機能消滅、こういった間違いなく市民に不利益を与える予算が計上されておりますので、補正第6号案を修正をさせていただくものであります。

○委員長（平田るり子） それでは修正案について審査をお願いいたします。

○11番（橋口洋一） 今出されているところ、財産管理費331万8,000円、国民年金事務費24万円というところを削除するというお考えというふうにあります。ここをまずは、課設置条例について、総務文教委員会においては全会一致で可決したという流れがあって、そこで配置をどのようにするかというところも一部委員会のほうで審議がなされたところです。

ホールのほうに行くに当たっては、国民年金係を移動するに当たっては問題があるなというの

はその時点でも話が出ていたところではありましたが、確かにホールに置いて場所的に狭隘になるというところは問題であるとは考えます。

しかし、この予算を削除したところで、その後、どのような代替案というか、そういったところがあるのか、お示してください。

○6番（立石幸徳） 代替案を示す立場ではございません。

あえて考えていることを申せと言えぱたくさんありますけれども、この修正案に当たって、提出者が代替案を出すということはでき得ないことであります。

これは議会の制度上ですね。考えを聞きたいということであれば申し上げたいと思います。

○11番（橋口洋一） であれば、ここを削除したというところでお考えをお示してください。

○6番（立石幸徳） 午前中の審査を通じて、副市長のほうからも代わりの案があればという発言もございましたが、これは執行権に関わる部分ですのですね。代替案ということは私はでき得ないと重ねて申し上げますが。

午前中の審査でもあったように、まだ庁内全庁的に空いているスペースも残されていると。それから、もう繰り返しになりますが、福祉課にある高齢者介護保険係は、当然、新しい長寿介護課と近くにある形で今後、議論をすべきであろうと。

そうしますと、年金係が今の高齢者介護保険係そちらに移動することもあえて1階にこだわるのであれば、でき得ると思いますよ。そのほかできるならば経費をかけたくないというのはもう当然のことですが、今度の新しい課設置に伴って、部分的に庁外に設置する係もできるんじゃないかということも考えます。

いずれにしても、検討の余地はたくさん残されているという午前中の審査を通じて、感じるころです。明確にもうこれしかないということではなかったと思います。

○11番（橋口洋一） 検討の余地は残されているというふうにおっしゃいますが、執行部のほうでも時間をかけて様々な案を検討されたというのは、午前中にもありました。そこを踏まえたところですね、あれが最善というふうには私も思いませんけれども、そこに持ってこざるを得ないという結論になったというところですので。

今、案としてホールという場所に設置する計画がありますが、これからですね、まだ場所的に狭めるとか、今、向かい合わせになった席を背中合わせにして通路を削減するとか、あと今キャビネットにあるところにパーティションを置いてそういったところ、書類的なところは倉庫に入れるとか、いろんな案がまだこれからも考えられると思います、この予算内のところですね。

そういった中で、現状の予算案に対してですね、これを執行することによって、また、市民生活課においても、カウンターを極力下げるとか、そういったようないろんな考え方はできると思います。今、考えられるところで執行するというのが、今のところ、最善じゃないかと考えます。

6番委員が言われたところのように、いろんなところに課が配置されている、いろんな係が配置されているという現状はありますけれども、そこは今提案された配置を継続するっていうことは非常に私は……（「質疑をさせてくださいよ。意見陳述になっているんじゃないですか」と言う者あり）。

○委員長（平田るり子） 修正案について質疑をお願いいたします。

○11番（橋口洋一） 失礼しました。

そういった配置をまだ考えられるということは、この削減の提案の中で考えられはしないところなんでしょうか。配置をいろいろ考えられるというふうにして、この予算の削減というところをやらないということにはつながりませんか。

○6番（立石幸徳） はっきり言って意味がよく分からないんですけどね。

つまり、当局案は、工事をすることでの今、総務財産管理費が出ているわけですから、工事をしてもらったらそれでもう配置はそういうふうになるわけですから、だからその部分を修

正して削減するという提案をしているわけですよ。ちょっと言っている意味がよく分からないんですけどね。

○委員長（平田るり子） 質疑をお願いします。

○8番（眞茅弘美） 今、修正案が出されたところですが、11日の総務文教委員会を私も傍聴させていただきました。その中で条例案に対して全会一致で可決されたわけなのですが、この修正案をかけることで、来年4月1日にきちんとスタートできるのかというちょっとそこら辺がどうなのかなという心配がございます。

あとですね、まだ庁舎内で検討するべきじゃないかっていうことなんですけども、当局のほうでもいろいろ考えた結果、こういう市民ホールに決定したということでございました。

私先ほども述べさせていただきましたが、もうちょっと国民年金係のほうにずらして、もうちょっと広くしてはと思うところと、それから市民の方々ですね、100%納得いく形にはできないと思うんですね。市民ホールがなくなることに対して、思われる方もいらっしゃるかもしれません。

また、ちょっと遠くの場所になると不便をおかけしますし、そういうふうと思うところではありますが、精いっぱいの考慮をさせていただいて、今のままの形でっていう考えを変えることはできないでしょうか。

○6番（立石幸徳） これも質疑に当たるのかですね……。

私どもは執行権を持っていないわけですから、議会側はですね。私が答える性格のものじゃないんじゃないですか。これ修正案に対して質疑をしてくださいよ。

○委員長（平田るり子） 改めて申し上げます。修正案について質疑をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 先ほど終わりましたが、補足ということで、今のままの予算で、当局案で市民ホールが工事に着手しますと、当然、午前中もいろいろ言いましたが、感染症対策あるいはいろんなトイレの前に住民がたむろするような状況を想定されますよ。むしろ私は今の市民ホールというのは、縮小どころか広げなきゃならないようなほうじゃないのかと。そういう立場から提案しておりますので、補足説明させていただきたいと思います。

○2番（下竹芳郎） この修正案ですが、先ほどの予特でも話があったんですが、カウンターとか机は移動式なんで、それはどうにでも後から動く、不具合があれば動くと思うんですよ。課題もありますけど、4月からもう新しい係を設置して、この国民年金係を配置するということなんですけど、早くしないともう市民も困るんじゃないでしょうか。そこらへんはどうですか。

○6番（立石幸徳） これも執行権に関わる部分ですけど、当然、早くしないとということは執行部はもう一番いろんな取組の中で取り組む前提として持ってきたわけでしょうから。

だからといって、議会はそれをノーチェックで通すという立場でもありませんのでね。これがどうって、後はもう当局、執行部が考えることじゃないんですか。我々がこれをチェックしたから遅れるんじゃないのと。そういうことで当局が困るから、これは早く通したほうがいいですよと、そういうような話っていうのは、実に議会人としてですね、私は不見識極まりない発言だと思いますよ。当局が考えることじゃないでしょうかね。

○2番（下竹芳郎） さっきも言いましたが、カウンターとか机は移動式ですから、どうにでも動くというか、後から変えられるということですよ。

○6番（立石幸徳） 私にその件で何を質疑しているわけですか。

○2番（下竹芳郎） だから、困るんじゃないですかというその説明です。

○12番（吉嶺周作） 子育てサポート系の配置図については、動線的にいいと思うんですけど、やはり年金係のこの配置図は、今朝もですね、市民ホールのほうを見させていただきましたが、あのキャパで足りるのかといったら、市民の憩いの場としてはもっと広くするべきじゃないのかというのを感じたところでありまして、トイレの前の新しいこの図面ではパーティションを

すれば、さらに市民ホールが狭くなります。

そこで、私もこの国民年金係の場所は移動したほうがいいと思うんですが、修正案を提出した提出者は、代替案まで示すべきではないのでしょうか。というのも、午前中の副市長の答弁でもありましたが、案があったら言ってくださいという言葉もいただいていますし、提出者はその代替案を示すべきだと思います。

○6番（立石幸徳） 示すというより、我々が予算の提案権を持っていませんから、案はいっぱい言ったつもりですよ、午前中も。それは一昨日ですか、総務文教委員会でもこういうことはどうだと。もういっぱい代替案というよりも、いろんな案は出したつもりですよ。

今朝は午前中にも、西別館のほうの2階は駄目だって言うけど、2階は空いている、使える、現在、業務に使っていないスペースは大きな広さでございますよ。書類を放り込んでいるっていうんですけどね。書類なんか持ち出せば、もう使えるようになるわけじゃないですか。

代替案ってということでこれだとか、そういうのは我々は予算の提案権がないから示せといても示しようがないですよ。ただ考えは言えますけどね。そこは議会人として分かっていないといけないんじゃないですか。

それから、午前中も言ってまだちょっと説明が足りませんが、市民が一番移動する場所に、これは5番委員からも出ましたが、年金のいろんな相談、あるいはその受渡し、そういうものがきちっと情報管理がされる場所かと、適当な場所かと、この点についてもきっちりした回答は出ないんですよ。

だからそういう問題点を言ったらもう幾つもありますけど、とにかく我々は修正案を出しているわけですから、今修正案に対する質疑の時間ですのでね、この修正案に対しての質疑を出していただきたいと重ねて要望しておきます。

○委員長（平田るり子） 修正案についての質疑をお願いいたします。

ほかにありませんか。——ないようですので、以上で審査を終了いたします。

これから採決いたします。

まず、議案第56号に対する修正案について、挙手により採決いたします。

議案第56号に対する修正案について、賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手する者あり〕

○委員長（平田るり子） 挙手少数であります。

よって、議案第56号に対する修正案は、否決されました。

次に、原案について挙手により採決いたします。

議案第56号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○委員長（平田るり子） 挙手多数であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時34分 休憩

午後1時36分 再開

△議案第57号 令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（平田るり子） 再開いたします。

次に、議案第57号令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（福永賢一） 議案第57号令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額を変更せず、歳入歳出予算の款項の区分の金額を変更しようとするものです。

補正の内容は、介護予防サービス給付費419万円、高額介護サービス等費213万4,000円の増額及び、特定入所者介護サービス等費632万4,000円の減額であります。

以上の財源として、国庫支出金31万6,000円の増と、県支出金31万6,000円の減で措置いたしました。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（平田るり子） それでは審査をお願いいたします。

○11番（橋口洋一） 今、課長のほうから御説明あったところで、款項の入替えをしたよという説明だったんですけども、これに至った経緯を教えてください。

○福祉課長（福永賢一） 今年度の予算執行を進める上で、給付費の中で介護予防サービス給付費が、決算見込みが不足が生じるおそれが出てきました。それから高額介護サービス等費も同様であります。そこで、特定入所者介護サービス等費については余裕がございましたので、予算総額を変更せずに、歳出予算のやりくりを行うということで、今回、措置させていただいたところ です。

○委員長（平田るり子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第57号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（平田るり子） 異議もありませんので、議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

本日の審査結果については、12月20日の最終本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（平田るり子） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申合せのとおり、簡潔な内容にしたいと思っておりますので、御承知おき願います。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後1時40分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長

平 田 る り 子